

# 性の多様性を認め合い 誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例

令和3年4月1日施行



三重県では、誰もが希望を持って、挑戦し、参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現を目指して取り組んでいます。

性の多様性についての理解が広がり、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができる社会づくりを地域社会全体で進めていくための条例を制定しました。

三重県

## 条例の目的・めざす社会（第1条・第2条）

条例の全体像を示しています。

私たちの社会は、性別、性的指向及び性自認をはじめ、価値観、生き方など一人ひとり違い、そのさまざまな人々がともに生活をしています。

県民一人ひとりが性の多様性について理解し、当事者が抱える課題が社会の中で共通認識となり、お互いに多様な生き方を認め合うことができるよう、学校、職場、地域など社会全体で取り組んでいきます。

**性的指向** 好きになる相手、性的対象が誰であるかという指向（同性愛・異性愛・両性愛・無性愛など）

**性自認** 自己の性別についての認識

性的指向や性自認は、本人の意思や趣味の問題ではなく、本人の意思で選んだり変えたりすることが難しいものと考えられます。

## 条例の基本理念（第4条）

「してはいけない」ことが、社会の共通認識となるよう、訓示的に明示しています。

### 性的指向・性自認を理由とした不当な差別的取扱い

- ✖ 性的指向・性自認を理由とした就職や待遇など職場等での不当な差別的取扱い
- ✖ 偏見による差別や、誹謗・中傷などの差別的言動
- ✖ SNSやインターネット上での差別的表現の書き込み など

### 性的指向・性自認の表明に関して

#### ✖ カミングアウトの強制

##### カミングアウト

本人自身が、自発的に他者に知られていない自らのことを表明すること

**POINT!** カミングアウトをするか、しないかは本人の自由であり、周囲が強制したり、禁止したりしてはいけません。

#### ✖ アウティング

##### 本人の同意のない暴露（アウティング）

暴露は本人が秘密にしていることを明るみに出すこと

**POINT!** 本人の同意なく、他の人に伝えてはいけません。



カミングアウトを受けた上司が、当事者本人に「周囲の理解が必要なので、同僚にも言っておくように」など、悪気なく言うこともカミングアウトの強制にあたります。



### 相談やカミングアウトを受けたら…

当事者本人の思いを受け止め、対応方法など、よく話し合うことが重要です。対応に困ったり悩んだりした時は、相談窓口でも相談を受け付けています。

## 責務・役割について（第5条～第9条）

さまざまな主体が性の多様性に関して理解を深め、地域社会全体で取り組むこととしています。

### 県の責務（第5条）

- 基本的施策を実施
  - ・ 広報・啓発
  - ・ 教育の推進
  - ・ 研修
  - ・ 相談対応 など
- 関係機関と連携しながら取組を推進

### 市町の役割（第6条）

- 各種取組の推進
  - ・ 職員研修の実施
  - ・ 広報・啓発 など



### 教育に携わる者の役割（第7条）

- 発達段階に応じた児童生徒などへの理解を促すための教育
- 学校等における体制整備 など

### 県民の役割（第8条）

- 性の多様性に関する理解を深める
  - ・ 関連書籍を読む
  - ・ 研修や啓発イベントに参加 など

### 事業者の役割（第9条）

- 各種取組の推進
  - ・ 公正採用の実施
  - ・ ハラスメント防止対策
  - ・ 顧客対応 など

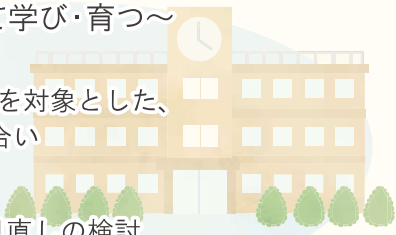
## 総合的な環境づくり（第15条）

県は、性のあり方にかかわらず、一人ひとりの多様な生き方を認め合うことができる環境づくりに努めていきます。

### 教育 ～安心して学び・育つ～

〈例〉

- ・児童生徒、保護者を対象とした、学校内での話し合い
- ・教員等間の連携
- ・制服のあり方の見直しの検討
- ・学校施設の状況に応じた改修の検討 など



### 職場 ～安心して働くことができる～

〈例〉

- ・公正採用への啓発
- ・ハラスメント防止対策の促進
- ・職場環境の向上に向けた取組促進
- ・事業者内の制度の見直し など



### 地域 ～安心して暮すことができる～

〈例〉

- ・パートナーシップ制度など、生活上の課題への対応
- ・地域における理解や交流の促進

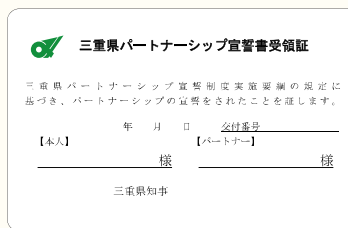


## 三重県パートナーシップ宣誓制度

地域で人生を共にしたい人と安心して暮らすことができる環境づくりに向けて、パートナーとの関係を宣誓された同性カップル等に、宣誓を証する書類を県が発行する「三重県パートナーシップ宣誓制度実施要綱」を策定しました。（令和3年9月から運用開始）

#### 制度を利用できる方（※詳細は県ホームページ）

- いずれか一方が県内に住所を有するか、又は県内に転入予定
- ともに配偶者がなく、他のパートナーとパートナーシップ宣誓をしていない
- 近親者でない（パートナー関係に基づく養子縁組は除く）



パートナーシップ宣誓書受領証



三重県パートナーシップ宣誓制度HP



## 相談窓口

### みえにじいろ相談～性の多様性に関する相談～

性の多様性に関するさまざまな悩みなどの相談を受け付けています。

本人だけでなく、周囲の方からの相談も受け付けています。

☎059-233-1134

第1日曜日 13時～19時  
第3金曜日 14時～20時  
（年末年始を除く）



みえにじいろ相談HP

#### よりそいホットライン （一般社団法人社会的包摂サポートセンター）

☎0120-279-338

24時間受付

生活の中での悩み、性に関する悩みなどさまざまな相談を受け付けています。



よりそいホットラインHP

#### 県人権センター

☎059-233-5500

9時～17時  
（年末年始を除く）

人権に関するさまざまな悩みについての相談を受け付けている、県の機関です。



県人権センターHP

#### 法務局人権相談ダイヤル

☎0570-003-110

月～金曜日  
8時30分～17時15分  
（祝日・年末年始を除く）

差別やパワーハラスメントなど、さまざまな人権問題の相談を受け付けています。



人権相談ダイヤルHP





# 「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」

三重県は、豊かな自然に包まれた南北にわたる多彩な県土を有し、東西の交通の結節点としてさまざまな交流を通じ、多様な価値観を受け入れ、多様性に満ちた文化を育み、先人からの英知を受け継ぎつつ新たな価値を創造し、発展してきた歴史ある地である。

このような歴史を踏まえ、三重県では先駆的に、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向及び性自認などにかかわらず、誰もが個人として尊重され、個性や能力を十分に発揮し、参画・活躍できる多様性を認め合う地域社会の実現を目指して取り組んでいる。

誰一人取り残されることのない社会の構築は、人類共通の課題であり、性的指向及び性自認を理由とした差別や偏見は決して許されず、学習、就労、地域活動等の社会生活上の制限なく、将来の子どもたちにとっても、多様な個性が生まれ、能力発揮の機会が平等に保障されなければならない。

また、私たちは一人ひとり尊厳存在であり、性別、性的指向及び性自認をはじめ価値観、生き方などもさまざまである。誰もが自らの生き方を選択し、自分らしく生きられるよう、お互いを理解して交流し、一人ひとりが社会の一員として分断ではなく支え合う温かい三重県を未来にわたり築くことは、私たちの願いである。

ここに、性の多様性をはじめ多様な生き方を認め合い、性のあり方にかかわらず、誰もが自分らしく安心して学び、働き、暮らすことができる社会づくりを、地域社会全体で進めることを決意し、この条例を制定する。

## (目的)

第一条 この条例は、性的指向及び性自認の多様性（以下「性の多様性」という。）を認め合う社会の推進に関する基本理念を定め、並びに県の責務並びに市町、教育に携わる者、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、性の多様性が理解され、もって、性的指向及び性自認にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合う社会の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 性的指向 自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいう。

二 性自認 自己の性別についての認識をいう。

## (基本理念)

第三条 性の多様性に関する施策は、性的指向及び性自認にかかわらず、全ての人の人権が尊重されるとともに、社会のあらゆる分野の活動に参画でき、一人ひとりが個性及び能力を発揮することができ、並びに多様な生き方を選択できることを旨として、推進されなければならない。

第四条 何人も、性的指向又は性自認を理由とする不当な差別的取扱いはしてはならず、及び性的指向又は性自認の表明に関して、強制し、禁止し、又は本人の意に反して、正当な理由なく暴露（本人が秘密にしていることを明かすことをいう。）をしてはならない。

## (県の責務)

第五条 県は、前二条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、性の多様性に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 県は、基本理念にのっとり、それぞれの施策の実施に当たっては、性の多様性を認め合うことができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する施策について、市町及び関係機関と連携協力し、推進するものとする。

4 県は、基本理念にのっとり、国及び市町が実施する性の多様性に関する施策について協力するものとする。

## (市町の役割)

第六条 市町は、基本理念にのっとり、市町が実施するそれぞれの施策において、性の多様性を認め合うことができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## (教育に携わる者の役割)

第七条 教育に携わる者は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深めるとともに、教育活動において、性の多様性を認め合うことができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## (県民の役割)

第八条 県民は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深めるとともに、県が実施する性の多様性に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## (事業者の役割)

第九条 事業者は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深めるとともに、職場環境及び事業活動において、性の多様性を認め合うことができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、県が実施する性の多様性に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## (基本計画)

第十条 県は、性の多様性に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画を策定し、性の多様性に関する施策について定め、毎年一回、当該施策の実施状況を公表するものとする。

## (広報及び啓発)

第十一条 県は、性の多様性に関する県民等の理解を深め、性の多様性を認め合う社会の推進に関する県民等の自発的な活動を促進するために必要な広報及び啓発を行うものとする。

## (研修等の実施)

第十二条 県は、県の職員が性の多様性に関する理解を深め、適切な対応ができるよう基本理念を踏まえた必要な研修等を行うものとする。

2 市町は、市町の職員が性の多様性に関する理解を深め、適切な対応ができるよう基本理念を踏まえた必要な研修等を行うよう努めるものとする。

3 学校の設置者は、学校の教職員が性の多様性に関する理解を深め、適切な対応ができるよう基本理念を踏まえた必要な研修等を行うよう努めるものとする。

4 事業者は、従業員が性の多様性に関する理解を深め、適切な対応ができるよう基本理念を踏まえた必要な研修等を行うよう努めるものとする。

5 県は、学校の設置者又は事業者が行う前二項の研修等について、関係機関と連携して支援を行うものとする。

## (教育の推進)

第十三条 県は、市町及び学校の設置者と連携し、学校教育及び社会教育を通じて、性の多様性に関する人権教育を推進するものとする。

## (相談への対応等)

第十四条 県は、性の多様性に関する県民等の相談に対応する窓口の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、関係機関と連携して、適切な対応及び必要な情報提供を行うものとする。

2 学校の設置者は、児童生徒及び教職員が性の多様性に関する相談を行うことができるよう適切な対応に努めるものとする。

3 事業者は、従業員が性の多様性に関する相談を行うことができるよう適切な対応に努めるものとする。

4 県は、学校の設置者又は事業者が行う前二項の相談への対応等について、関係機関と連携して支援を行うものとする。

5 県は、第一項の相談窓口等で対応した事例等を蓄積し、相談対応等の充実を図るものとする。

## (社会生活及び社会参加における対応)

第十五条 県は、性的指向又は性自認を理由とする社会生活及び社会参加における困難の解消を図るため、関係機関と連携し、次に掲げる事項について、合理的な配慮の下に、施策の推進に努めるものとする。

一 性的指向及び性自認にかかわらず、児童生徒が安心して学び、及び育つことができる環境づくりに関すること。

二 性的指向及び性自認にかかわらず、誰もが安心して働くことができる環境づくりに関すること。

三 性的指向及び性自認にかかわらず、誰もが地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりに関すること。

## (顕彰)

第十六条 県は、性の多様性を認め合う社会の推進に寄与した者を顕彰することができる。

## 附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 この条例の規定については、社会情勢の変化等の状況及びこの条例の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは、検討が加えられ、その結果に基づいて、必要な措置が講ぜられるものとする。

## 三重県環境生活部 ダイバーシティ社会推進課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

TEL: 059-224-2225 FAX: 059-224-3069

E-mail: iris@pref.mie.lg.jp



条例に関する県HP